

文京区長 煙山 力 様

平成14年11月21日、東京都文京区特別職報酬等審議会条例（昭和39年7月文京区条例第30号）第2条第2項の規定に基づき意見を求められた区議会議員の報酬の額並びに区長、助役、収入役及び教育委員会教育長の給料の額について次のとおり答申する。

平成14年11月28日

東京都文京区特別職報酬等審議会

会長 岩 井 隆

東京都文京区特別職報酬等審議会委員

会 長	岩 井 隆
職務代理者	菅 沼 利 雄
委 員	梅 沢 健 祐
委 員	大野登美子
委 員	亀井美智子
委 員	木 下 一 彌
委 員	倉 林 肇
委 員	昆 徳 郎
委 員	佐 藤 和 晴
委 員	山 川 久 枝

答 申

東京都文京区特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、平成14年11月21日文京区長から東京都文京区特別職報酬等審議会条例第2条第2項の規定に基づき、区議会議員の報酬の額並びに区長、助役、収入役及び教育委員会教育長の給料の額（以下「報酬等の額」という。）について、意見を求められた。

審議会は、次に掲げる基本方針及び会議運営方針に基づいて活発な意見の交換を行った結果、全員一致の結論を得て答申を取りまとめたものである。

1 会議運営等について

(1) 基本方針

委員は公正中立の立場を貫き、区民の代弁者として広い視野に立ち、自由な発言により問題点を検討する。

他の特別区をはじめ、地方公共団体の動向を十分に参考にするも、これにとらわれることなく、客観的に検討する。

(2) 会議運営方針

全員一致の結論に達することが最も好ましいので、そのために最大限の努力をする。

(3) その他

ア 審議会の意見は、書面で会長名をもって行う。

イ 会議及び会議録は、公開する。

2 報酬等の改定の必要性

(1) 一般職に対する平成14年の特別区人事委員会勧告

ア 公民較差

民間従業員平均給与	職員平均給与	較 差
435,497円	442,893円	△7,396円 (△1.67%)

イ 公民較差に対する配分

区 分	内 訳
給 料	△5,966円 (△1.35%)
諸 手 当	△ 247円 (△0.06%)
はね返り	△ 758円 (△0.17%)
特例一時金	△ 425円 (△0.10%)
計	△7,396円 (△1.67%)

(2) 平成 8 年度以後の改定の状況

一般職については、特別区人事委員会勧告に基づき、平成 8 年度から平成 11 年度までの間に給料の改定が実施されたほか、定期昇給制度により毎年度一定額の昇給が行われている。

一方、報酬等の額は、平成 8 年 4 月に改定を行った以後、改定が行われていない。

(3) 他の特別区との均衡

報酬等の額を他の特別区と比較すると、その順位は中位から下位に位置している。ただし、区長は東京都文京区長の給料の特例に関する条例、議員は東京都文京区議会議員の報酬の特例に関する条例並びに助役、収入役、教育委員会教育長は自主返納（以下「特例条例等」という。）による減額措置の適用後は、いずれの報酬等の額も順位は下がり、議員にあっては最下位に位置している。

3 報酬等の改定についての考え方

(1) 民間給料等の動向は、民間従業員の状況を反映する特別区人事委員会勧告を参考とする。その場合、一般職の最高号級の給料と収入役及び教育委員会教育長の給料の比較を基準とする。

(2) 他の特別区の報酬等の額との均衡に配慮する。

(3) 収入役及び教育委員会教育長については、その給料の額が一般職の最高号級における給料の額との均衡が保たれるように配慮する。

(4) 報酬等の額が、平成 8 年 4 月を最後に改定が見送られてきたことに配慮する。

4 審議会における議論

(1) 報酬等の額は、その職務と責任に応じて決められるべきものであるが、具体的な額について、明確に根拠づけることは困難である。そのため、特別区人事委員会勧告による、民間従業員の動向を反映した一般職の給料表に準拠して改定額を算出する。

(2) また、平成 8 年 1 月の審議会の答申により、報酬等の額は、平成 8 年 4 月に改定されたが、それ以後に改定実績のないことから、平成 8 年度を比較対照の基準とする。

(3) 月額における、収入役及び教育委員会教育長の給与の額と一般職の最高号級における給与の額との均衡を図る必要がある。

(4) 一般職の最高号級の平成 8 年度給料を基準として、平成 14 年特別区人事委員会勧告による一般職の最高号級の給料とを比較した場合の改定率を、報酬等の額に準用する。

(5) 報酬等の額は、文京区独自に判断すべきことを基本とするものであるが、

算出基準が明確に定まっていない現在においては、他の特別区の報酬等の額を参考にする。

- (6) 現在の報酬等の額は、特例条例等により10%、5%、3%の自主的な減額措置が講じられていることについて配慮する。

5 審議結果

審議会は、以下のとおり改定することが妥当であるとの結論に達した。

(1) 改定額

区 長	1, 147, 000円
助 役	927, 000円
収 入 役	794, 000円
教 育 長	794, 000円
議 長	927, 000円
副 議 長	794, 000円
委 員 長	653, 000円
副 委 員 長	625, 000円
議 員	603, 000円

(2) 改定の時期

平成15年1月1日